平成２５年（フ）第２４１号
静岡県浜松市中区早出町1355番地の５　エルーセラ205号
債務者　石塚　博美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
東京都あきる野市山田542番地５
債務者　松永　健二
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８０号
栃木県宇都宮市江曽島町1295番地２　アタックスハイツ一里205号
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８７号
栃木県宇都宮市西川田町1013番地、住民票上の住所栃木県宇都宮市宮原３丁目２番６号
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３６号
香川県東かがわ市引田2328番地12
債務者　鏡原加津子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２５３号
栃木県宇都宮市下小倉町4415番地
債務者　榎戸　　聡
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６８７号
横浜市泉区和泉町2209番地10　ハイツ早川201号
債務者　細谷　光代
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８４号
神奈川県大和市下鶴間2175番地１　パストラルつきみ野101号
債務者　遊佐　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１６号
横浜市鶴見区駒岡２丁目15番42号　グリーンヒル駒岡307
債務者　門口　真理
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２２号
横浜市磯子区新杉田町３番地６　コンバイン新杉田402号
債務者　吉田　泰治
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４６号
横浜市都筑区牛久保３丁目８番27号　唐戸テラスB102
債務者　小塩佳代子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４１号
横浜市青葉区市ケ尾町1057番地６　市が尾ワールドコーポ210
債務者　野町　貞雄
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４２号
横浜市青葉区市ケ尾町1057番地６　市が尾ワールドコーポ210
債務者　野町　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８４号
神奈川県海老名市中新田２丁目７番４―202号
債務者　宮脇　英一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１号
岡山市南区当新田99番地１　B―７
債務者　大村　公昭
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第７９６号
東京都稲城市平尾１丁目30番地の12コーポ上平尾203
破産者　福田　智明
1　主文　当裁判所が平成25年５月７日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都八王子市下柚木２丁目28番地13アーバンライフ・ユギ402号」とあるのを「東京都稲城市平尾１丁目30番地の12コーポ上平尾203」と更正する。
2　決定年月日　平成25年６月21日
東京地方裁判所立川支部民事第４部